

専決処分承認審査特別委員会
調査報告書

令和元年 9 月 2 7 日

目 次

はじめに	2
1. 調査の趣旨	3
2. 特別委員会の設置	9
3. 調査事件	9
4. 委員会及び協議会の開催状況	9
5. 証人の出頭等	11
6. 記録の提出等	12
7. 調査の内容	15
(1) 指定管理者の公募から特別委員会設置までの経過	15
(2) これまでに議会に示され、明らかとなっている事実	16
(3) 証言によって得られた事実	17
(4) 音声の視聴によって得られた事実	35
8. 評価	36
9. 結論	37
10. 調査結果に基づく指摘・改善意見	38
11. 調査経費	38
おわりに	39

はじめに

宇陀市が所有する公の施設は約390箇所あり、その中で市が直接運営している施設は約340箇所あります。

また、自治会、まちづくり協議会及びNPO法人などの市が出資等に関わる公共団体若しくは公共的団体に指定管理によって経営、運営を委託している施設は46箇所、そして今回の事案である「保養センター美榛苑」のように公募により民間の事業者指定管理による業務委託をしている施設は6箇所あります。

これらの施設を運営していくには、施設が有している機能や特性、そして市民から求められている需要（ニーズ）に、対応していく環境を整える必要があります。

地方自治法第244条において、公の施設の運営管理業務を民間事業者へ委託する場合は、その事業者を指定管理者として指定すれば委託することができるとされており、その指定管理者の選定を行うについては、守るべきルールが宇陀市条例に定められています。

そのルールとしては、

1. 公募により、指定管理者を募集して選定すること。
 2. 選定された指定管理者は、議会の議決を経て指定すること。
- となっています。

今回、公募による事業者の採点結果が基準点以下であったため選定されず、また議会での審議もされないまま、市長の専決処分によって指定がされました。

議会に諮って議決しなければならない議案を市長が専決処分によって決定した場合、市長は議会に報告し専決処分事件の承認審議の議決を受けなければなりません。

提案された、公の施設である「保養センター美榛苑」の管理運営を任せる指定管理者を決めるために、宇陀市の責任者である高見市長が行った行政手続（専決処分）が、正当な根拠と法令に基づいた処分であったのかを検証するとともに、採決が求められている議案「専決処分の承認を求めることについて（宇陀市の公の施設の指定管理者の指定について）」の審査を行うため理事者に対し強い調査権を持つ、地方自治法第100条の調査を行いました。

1. 調査の趣旨

令和元年5月13日、第1回臨時会初日において、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（宇陀市の公の施設の指定管理者の指定について〔保養センター美榛苑に係るもの〕）が提案された。

これは地方自治法第179条の定めにより、「普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。」とされ、専決処分した普通地方公共団体の長は、「次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。」とされており、これに基づき、平成31年4月3日付けで高見市長は専決処分を行ったとして、議会に承認を求められたものである。

専 決 処 分 書

宇陀市の公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年4月3日

宇陀市長 高 見 省



公の施設名	公の施設の所在地	指定管理者	指定の期間
保養センター美榛苑	宇陀市榛原福地255番地	北海道札幌市白石区菊水上町三条二丁目52番255 株式会社アスクグート	平成31年4月3日から 平成34年3月31日

（宇陀市役所掲示場：平成31年4月4日撮影）

○地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

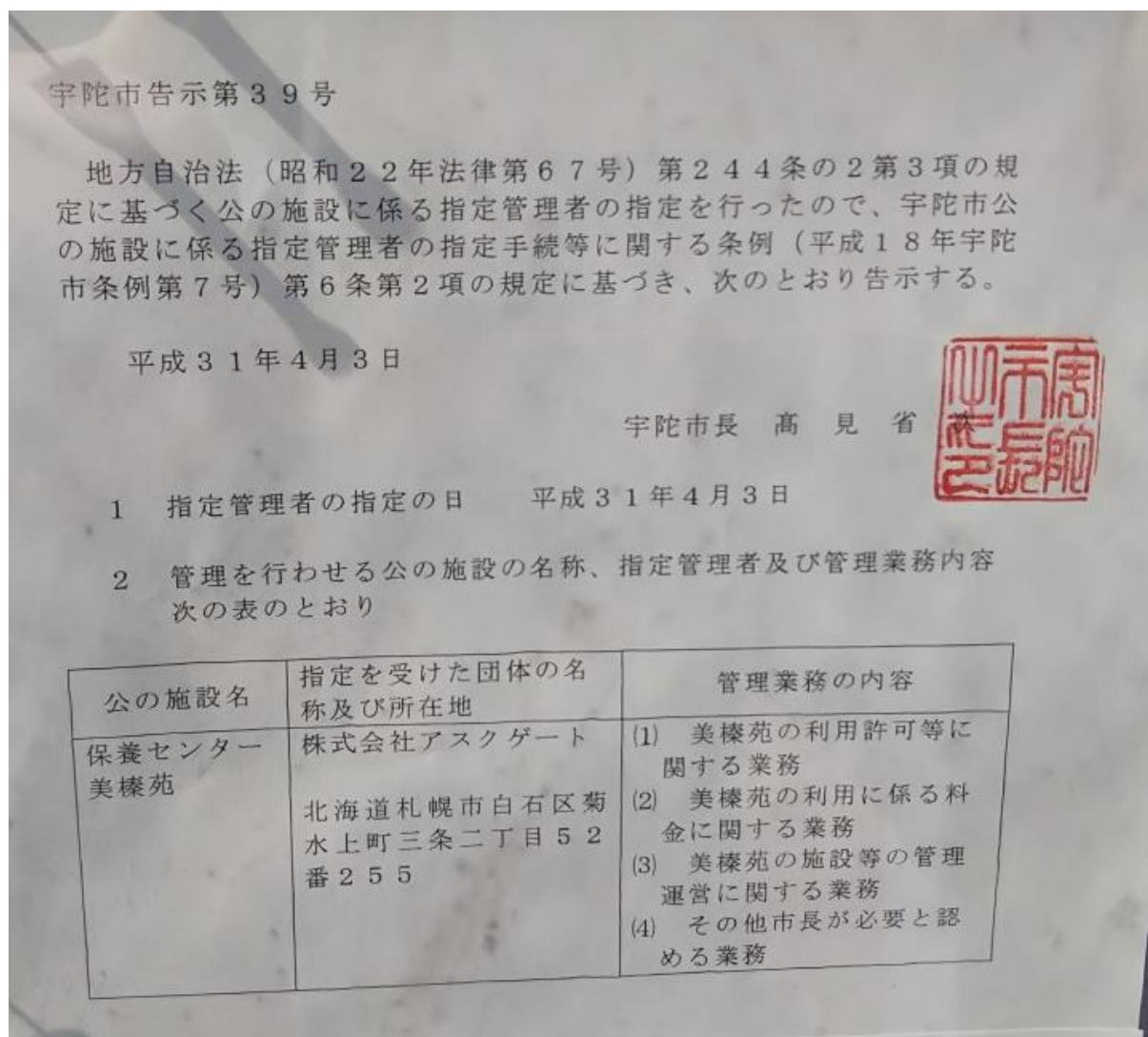
3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

また、この専決処分で、議会に承認を求められた宇陀市の公の施設の指定管理者の指定について〔保養センター美榛苑に係るもの〕は、指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第3項で、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」と定められ、これに基づき、宇陀市では「宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を定めている。

この条例中、第2条で「市長又は教育委員会は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募するものとする。」とされ、また公募によらない指定管理者の候補者の選定等として第5条中「第2条の規定による公募によらず、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。」とされ、この選定を行うため第12条で「指定管理者選定委員会を置く」とされている。

平成31年4月3日付け宇陀市告示第39号で、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったとして、宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項の規定に基づき、指定管理者の指定が告示された。



（宇陀市役所掲示場：平成31年4月4日撮影）

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

○宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）
（募集）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。
(1)～(8) 略

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第5条 市長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が期待できると認められるときは、第2条の規定による公募によらず、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体（次項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 略

（指定管理者の指定）

第6条 市長等は、第4条又は前条により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があつたときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

（選定委員会の設置）

第12条 指定管理者の選定を行うため、宇陀市公の施設に係る指定管理者選定委員会を置く。ただし、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行う場合においては、この限りでない。

この公募による選定委員会は、平成31年3月26日に開かれ、審査結果は選定基準に満たなかったため、指定管理業者は選定されなかった。

高見市長は選定委員会の結果を受け、平成31年3月29日に選定委員5人を呼び、また組織の内部統制ということで市長の知人の経営コンサルタント（後日の証言で株式会社アスクゲートを市長に紹介した人物と判明）を同席させ、市長が専決処分するに至った協議、再審議が行われた。

以上の一連の流れの中で、令和元年5月13日の臨時会では、議員からの質疑が続出した。この質疑の中で市長は「条例との関係ということでございますけれども、宇陀市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例ということで、選定方法については公募でやるというのは原則でございます。その中で公募によらない指定管理者の候補者の選定という項目がございます、それが第5条ということになります。その場合、市が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができるとなっておりますので、今回の場合には、このところにも該当しないということになります。したがって、今回私が事業者を選定したものは、条例によってはこうした規定がございますけれども、そうした中で、しかし事業者を選定できないという場合があると、そういう状況に直面したところでございます。それをやはり市長の統括代表権そして執行権という中で選定したとそういう形になります。」と証言された。

○地方自治法（抜粋）

第2款 権限

第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

この臨時会での質疑が続く中、審議途中で理事者側より、所管する委員会で正確な書類の提出するとのことで、宇陀市議会は総務産業常任委員会に付託した。

令和元年5月14日、総務産業常任委員会に提出された資料は、採決に至る判断材料には乏しく、特に市長が専決処分するに至った平成31年3月29日に行われた選定委員会の協議、再審議の内容が確認できる議事録を求めたが拒否された。

理事者側から選定委員長の参考人招致の提案を受けたが、議事録が確認できないのでは、委員会として責任を持った結果を導き出すことは到底難しいという考えに至り、審議結果を出すことができず、令和元年5月17日、第1回臨時会2日目の本会議の委員長報告において、審議未了で本会議に戻すことは認められないため、調査権をもつ地方自治法第100条に係る条項が適用できる委員会を設置し、これに総務産業常任委員会から付託替えし、更に継続して審査を行うことが求められた。

また、同日の本会議において宇陀市議会議員 5 名（菊岡千秋、廣澤孝英、井戸家理夫、西岡宏泰、多田與四朗）より専決処分承認に伴う審査に関する動議が提出され、原案可決によって「専決処分承認審査特別委員会」が設置された。

以上のことから、本件承認第 3 号に関する審査及び調査を、地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の規定により実施するものである。

○地方自治法（抜粋）

第 98 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2 略

第 100 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

2～4 略

5 議会が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

6～20 略

2. 特別委員会の設置

(1) 設置決議

令和元年5月17日の臨時会において設置議決

(2) 委員会の定数

10名

(3) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	上田 徳
副委員長	山本 裕樹
委員	井戸家 理夫
委員	亀井 雅之
委員	松浦 利久子
委員	西岡 宏泰
委員	宮下 公一
委員	菊岡 千秋
委員	井谷 憲司
委員	多田 與四朗

3. 調査事件

(1) 承認第3号専決処分の承認を求めることについて（宇陀市の公の施設の指定管理者の指定について〔保養センター美榛苑に係るもの〕）に関する事項

(2) 公の施設の指定管理者の指定に関する事項

4. 委員会及び協議会の開催状況

(1) 委員会の開催状況

①令和元年5月27日（第1回）

承認第3号専決処分の承認を求めることについて（宇陀市の公の施設の指定管理者の指定について〔保養センター美榛苑に係るもの〕）

- ・会議の進め方について
- ・記録の提出について

②令和元年6月14日（第2回）

- ・専決処分承認審査特別委員会の証人尋問について
- ・専決処分承認審査特別委員会への記録の提出について

③令和元年6月28日（第3回）

- ・証人尋問について

計6名に出頭を求め証言

高見 省次	宇陀市長
前田 栄司	副市長
森本 彰一	総務部長
山口 浩次郎	農林商工部長
辰巳 泰章	農林商工部次長
東 和浩	農林商工部産業企画課長

④令和元年7月8日（第4回）

- ・次期委員会の開催内容について
- ・記録の提出について

⑤令和元年7月17日（第5回）

- ・証人尋問について

1名に出頭を求め証言

高見 省次 宇陀市長

⑥令和元年7月19日（第6回）

- ・次期委員会の開催内容について

⑦令和元年8月2日（第7回）

- ・証人尋問について

1名に出頭を求め証言

建入 一深 保養センター美榛苑指定管理者候補者選定委員会委員長

⑧令和元年8月20日（第8回）

- ・専決処分承認審査特別委員会への記録の提出について

⑨令和元年9月24日（第9回）

- ・調査報告書（案）について
- ・承認第3号専決処分の承認を求めることについて（宇陀市の公の施設の指定管理者の指定について〔保養センター美榛苑に係るもの〕）

（２）協議会の開催状況

- ①令和元年５月２７日（第１回）
 - ・特別委員会開会に向けての進め方について
- ②令和元年６月３日（第２回）
 - ・特別委員会会議の進め方について

５．証人の出頭等

（１）証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

①令和元年６月２８日（第３回）

ア 高見 省次（市長）

- ・地方自治法第１７９条第１項の要件に関する証人の認識について
- ・宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の要件に関する証人の認識について
- ・その他上記に関する一切の事項

イ 前田 栄司（副市長）

- ・地方自治法第１７９条第１項の要件に関する証人の認識について
- ・宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の要件に関する証人の認識について
- ・その他上記に関する一切の事項

ウ 森本 彰一（総務部長）

- ・地方自治法第１７９条第１項の要件に関する証人の認識について
- ・宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の要件に関する証人の認識について
- ・その他上記に関する一切の事項

エ 山口 浩次郎（農林商工部長）

- ・地方自治法第１７９条第１項の要件に関する証人の認識について
- ・宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の要件に関する証人の認識について
- ・その他上記に関する一切の事項

オ 辰巳 泰章（農林商工部次長）

- ・ 地方自治法第 179 条第 1 項の要件に関する証人の認識について
- ・ 宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の要件に関する証人の認識について
- ・ その他上記に関する一切の事項

カ 東 和浩（農林商工部産業企画課長）

- ・ 地方自治法第 179 条第 1 項の要件に関する証人の認識について
- ・ 宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の要件に関する証人の認識について
- ・ その他上記に関する一切の事項

②令和元年 7 月 17 日（第 5 回）

ア 高見 省次（市長）

- ・ 6 月 28 日の証言内容の精査について
- ・ 宇陀市公の施設の指定管理者の選定に係る経過について
- ・ その他上記に関する一切の事項

③令和元年 8 月 2 日（第 7 回）

ア 建入 一深（保養センター美榛苑指定管理者候補者選定委員会委員長）

- ・ 平成 31 年 3 月 26 日の保養センター美榛苑指定管理者選定委員会について
- ・ 平成 31 年 3 月 29 日の保養センター美榛苑指定管理者選定結果に係る市長と選定委員との協議・再審議について
- ・ その他上記に関する一切の事項

6. 記録の提出等

（1）地方自治法第 100 条第 1 項で提出を求めた記録

①令和元年 5 月 27 日

【宇陀市長に記録の提出を求めた内容】

- ・ 平成 31 年 3 月 26 日の選定委員と公募業者による面接第 2 次審査の議事録及び出席者名簿
- ・ 平成 31 年 3 月 29 日の夜間に行われた市長と選定委員 5 人及び関係者の発言内容議事録及び出席者名簿
- ・ 平成 31 年 4 月 3 日の専決処分に対する関係書類

②令和元年6月3日

【宇陀市長に記録の提出を求めた内容】

- ・平成31年3月29日に行われた市長と選定委員5人及び関係者の発言内容議事録

※令和元年6月3日付で上記①の記録が提出された。しかし、記録の一部が黒塗りされており、発言者が判別できないため、平成31年3月29日の議事録を請求した。

③令和元年7月8日

【宇陀市長に記録の提出を求めた内容】

- ・平成31年3月29日の夜間に行われた市長と選定委員5人及び関係者の発言を記録した音声データ

④令和元年7月17日

【宇陀市長に記録の提出を求めた内容】

- ・平成31年3月29日の夜間に行われた会議の選定委員の発言及び選定委員を特定する情報を除く、市長ほか関係者の発言等一切を記録した音声データ

⑤令和元年8月20日

【宇陀市長に記録の提出を求めた内容】

- ・平成31年3月29日に行われた会議の招集及び報酬の支払に関する一切の記録
- ・株式会社アスクゲートとの契約（協定書、確認書等）に関する一切の記録

（２）記録の提出請求に対する疎明及び声明

①令和元年6月4日

【記録の提出請求に対する疎明】

令和元年6月3日付け、宇議第108号で求められた、平成31年3月29日に行われた市長と選定委員5人及び関係者の発言内容議事録の提出については、次の理由により一部非開示とされた。

議事録における選定委員の氏名について公表することについて

- ・当該委員との信頼関係に大きな影響が生じることとなるため。
- ・今後、市全体の指定管理者の選定に係る選定委員会を始め、各種委員会の委員選出にも影響が懸念されるため。

②令和元年6月14日

【記録提出拒否についての声明要求書】

令和元年6月4日付けの宇陀市長高見省次氏の疎明に関しては理由がない

と認めるから、記録提出が公の利益を害する旨の声明をされるよう地方自治法第100条第5項の規定により要求した。

- ・選定委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に掲げる地方公務員であるため。

③令和元年7月5日

【声明要求書に対する声明】

令和元年6月14日付け宇議第144号で受理した声明要求書に対して、次のとおり声明された。

- ・宇陀市議会議長から先に宇陀市長の疎明した平成31年3月29日の議事録のうち、選定委員名を非開示とした理由について、これを受諾できないとして、地方自治法第100条第5項の規定により宇陀市長に対して声明の要求があった。

宇陀市としては、上記の要求につき、慎重に検討した結果、選定委員は地方公務員法第3条第3項第2号に規定される非常勤特別職ではあるが、既に提出している当該審議における議事録により、審議の内容及び過程を明らかにしてきた。したがって、発言された各選定委員の氏名の開示に応えることは、当該選定委員との信頼関係に重大な影響があるものと考えており、また、当市における今後の指定管理者の選定に係る選定委員会を始め、各種委員会等における委員選出等において、委員を受けていただけないことがあるなど重大な影響があるので、改めてこれまでと同様の結論に至った。

よって、平成31年3月29日の議事録について、選定委員名を非開示とする。

上記声明する。

④令和元年7月11日

【記録の提出請求に対する疎明】

令和元年7月8日付け、宇議第181号で求められた、平成31年3月29日の夜間に行われた市長と選定委員5人及び関係者の発言を記録した音声データの提出については、次の理由により提出できない旨、疎明された。

音声データを提出することについて

- ・選定委員との信頼関係に大きな影響が生じることとなるため。
- ・今後、市全体の指定管理者の選定に係る選定委員会を始め、各種委員会の委員選出にも影響が懸念されるため。

7. 調査の内容

(1) 指定管理者の公募から特別委員会設置までの経過

①平成30年10月1日（第1回公募）

公募期間：平成30年10月1日～平成30年10月31日

- ・応募者なし

②平成30年10月9日

第1回公募について、総務産業常任委員会にて説明。

- ・選定基準を70点とした理由説明。
- ・宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、公募と非公募について説明。この民間企業の場合は公募による選定。

③平成30年12月26日（第2回目公募）

公募期間：平成30年12月26日～平成31年1月17日

- ・第1回目と同条件で公募するが、応募者なし

④平成31年1月18日（第2回目公募延長）

延長期間：平成31年1月18日～平成31年2月8日

- ・応募なし

⑤平成31年2月15日

市長が記者会見にて、美榛苑を概ね半年間休館することを発表。

⑥平成31年3月18日

市長が、予算審査特別委員会で、指定管理者への応募事業者がある旨（再公募の方針を固めた）を発言。

⑦平成31年3月19日（第3回目公募）

公募期間：平成31年3月19日～平成31年3月22日

- ・1社応募あり

⑧平成31年3月26日

選定委員会（委員5名）が市役所で傍聴者を許可し開催されるが、採点結果が61点で基準点に満たないため選定に至らなかった。

- ・宇陀市ホームページにて公表されたが、現在非掲載。

⑨平成31年3月29日

保養センター美榛苑指定管理者選定結果に係る市長と選定委員との協議が行

われた。

- ・市長及び選定委員5名と市長の知人（後日の証言で株式会社アスクゲートを市長に紹介した人物と判明）で再協議が行なわれた。

⑩平成31年4月3日

市長が指定管理者を指定し、専決処分書によって指定管理者を決定し、宇陀市役所掲示場に掲示された。

⑪平成31年4月4日

宇陀市役所掲示場に宇陀市告示第39号と専決処分書が掲示されていることを議員が発見、宇陀市議会事務局に報告があり、議長等へ報告、議会がその事実を確認した。

⑫平成31年4月10日

市長が指定管理者決定について、記者会見を行う。

⑬令和元年5月13日

臨時会において、平成31年4月3日に専決処分した指定管理者の指定について、議会に報告しその承認が求められた。本件については、総務産業常任委員会へ付託された。

- ・臨時会の会期を令和元年5月17日までの5日間に延長。

⑭令和元年5月14日

総務産業常任委員会において、理事者から示された資料では、委員会として責任を持った結果を導き出すのは難しいとして閉会。

⑮令和元年5月17日

臨時会2日目に、議員5名からの動議が提出され、地方自治法第100条の調査権のある「専決処分承認審査特別委員会」を設置し付託替えをして、閉会中の継続審査とすることを決定。

（２）これまでに議会に示され、明らかとなっている事実

①平成30年10月9日（総務産業常任委員会会議録より抜粋）

【質問1】基準点を50点から70点に厳しくしたが、美榛苑の老朽化が進んでいる中で、応募の窓口を逆に狭くすることにならないか。

【回答1】点数につきましては、いろいろ研究もしておったんですけれども、最低点が何点になるかということで、今までの募集に関しまして、第1回目が、これが合計点数ですけれども77点、第2回目、24年度は82点、27年度が

78. 8点でございますので、やはり70点ぐらいとれる事業者さんが来ていただかないと、中々古くなった美榛苑の再生、当然、古くなってそれをどう活用するかっていうのも採点方法に入るのかと、このように思っております。

【質問2】公募と非公募について。

【回答2】宇陀市公の施設に係る指定管理の指定手続きに関する条例の中にですね、第5条のところに、公募によらない指定管理者の公募の選定等というのがございまして、その中には市長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が期待できると認められるときは、第2条の規定による公募によらず、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる、とあるんですけども、この中で市が出資している法人又は公共団体というのがありますので、逆にいいますと第3セクターでありますとか、公のそういう団体でありますとかというのには該当するんですけども、民間の企業さんにつきましてはですね、こちらが該当しないということで今回の公募とさせてもらっています

(3) 証言によって得られた事実

【概要】・・・証言によって得られた事実の概要

【尋問】・・・委員による尋問内容の要約

【証言】・・・証人の証言を会議録より抜粋

①令和元年6月28日（第3回委員会）の証人尋問

ア 高見 省次（市長）

【概要】

○地方自治法第179条に示されている「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕が無い事が明らかと認めるとき」についての市長の認識は、一時休館による市と市民の負担と将来の損失が差し迫っていること。また、市長が就任してからの様々な市政運営の中で議会との関係が色々続いてきたため、総合的に判断した。

○選定委員と協議・再審議を行って公募による選定を協議したが結果は変えられず、公募に基づかない市長の統括代表権、執行権で決定した。

【尋問1】地方自治法第179条の、どの条文にあたるという認識で専決処分されたか。

【証言1】普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである

と認めるとき、というところに基づいて専決処分をいたしました。

【尋問 2】特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、とした理由。

【証言 2】今回の美榛苑の指定管理者の指定について、議会にも説明してまいりましたけれども、ことしの 4 月以降の指定管理者を決めるために昨年の 10 月から公募を始めました。しかし、1 回目の公募、そして再公募、これは昨年 12 月の終わり頃だったと思います、から始めまして、そしてさらにそれは延長しても応募がなかったという状況がございました。

その結果として、2 月 15 日にこの 4 月以降の美榛苑の一時休館ということを決定いたしました。それに対して、様々な対応をしてきたわけでございますけれども、この一時休館によりまして、市、そして市民に対して大きな負担、そして将来の損失というものが差し迫っているという、そうした状況にございました。それを解消することが市長としての最大の責務だという認識でございました。

そうした中で、この指定が緊急を要すると、そして議会を招集する時間的余裕がないことが明らかだと私は認めましたので、専決処分をいたしたところでございます。

【尋問 3】招集する時間的余裕がなかったことが、明らかとする理由。

【証言 3】緊急を要するということの理由ですけれども、これはこれまでの、昨年私が 4 月に市長に就任してからの様々な市政運営の中で、議会との関係というのがずっと色々続いてきたわけでございます。そうした中で、この時点で総合的に判断しまして・・・

【尋問 4】専決処分について職員から異論がなかったのか。また、その職員に対しての対応。

【証言 4】いろんな、何人か職員がおりましたので、それも午前中から午後にかけて入れかわりというかたちで、職員の意見を聞いてまいりました。そうした中で職員の意見も聞きながら、妥当な意見というのも当然、職員は出しておりますので、それもしっかり聞きながら最終的には私の判断をしたということです。

【尋問 5】時間的余裕がないことについて、議会との説明や協議の場を持つという考えを議会が理解をしないから、専決処分で決めたと考えてよいのか。

【証言 5】総合的に判断しました。今、申し上げた緊急を要するという、それが最大の理由です。市及び市民への負担、損失、それが差し迫っているということが最大の要因です。その緊急避難措置だということです。そしてもちろんいろんな方面からですね、全面再開は無理でも、一部、部分開業でもしてほしいという、そういう御要望もございましたし、議員の方か

らもございました。そういうことも考えておりました。そうした中で議会との関係につきましては、先ほど答弁いたしましたところでございますが、それらを総合的に判断したと、これは答弁、議会でもさせていただきました、よっての専決処分ということでございます。

【尋問 6】 この指定管理の選定は公募によるものか、公募によらないものかどちらか。

【証言 6】 先ほど申し上げましたように、市長の統括代表権、執行権に基づいて、指定をしたというふうに私は認識をしております。

【尋問 7】 指定管理の条例に基づいていないという認識でよいのか。

【証言 7】 先ほど申し上げたとおりで、そういう認識で進めておりまして、確認もしながらやりましたので、申し上げたとおりでございます。要するに公募の手続きで選定を始めたんですけれども、それが 26 日、そして 29 日の再審議でも変えられないと、選定委員の結果は変えられないということです、それを受けて公募に基づく選定というのができないと、ということで自らの執行権で決定という、そういう認識だということです。

イ 前田 栄司（副市長）

【概要】

- 選定委員会から結果を踏まえて同じ業者を改めて選定したことに違和感を感じた。
- 専決処分の日について、「特に緊急を要する」の要件を満たすために決裁日を一日延ばし専決処分事案の議会へ説明する時間を求めた。
- 市長と選定委員の協議・再審議において、選定委員から同意を得たとの報告を受けている。

【尋問 1】 4 月 3 日は、非常に長時間の会議だったが、違和感はなかったか。

【証言 1】 私の公務員時代における経験から申し上げますと、一旦選定委員会において結果をお伝えされたと、その結果を踏まえて、その業者を改めて業者に選定したいという意向を示されたときには、違和感を感じました。

【尋問 2】 今回の専決処分は、地方自治法第 179 条に対して、違反していると考えるか。

【証言 2】 いきなり違反から発展はしておりません、私の考えは。もともと条文といたしまして、確かに議会が開けないときあるいは 113 条でしたか、ただし書の中で定足に満たない場合、あるいは緊急というような情報がございました。私の考えるところでは、緊急を満たすためには一日待っていただいて、4 日にご説明させて頂くというよりは 3 日は 4 日にしていた

いて、3日に議会にご説明させていただく事はできないでしょうかねというような前提でものを申させていただいたと思っております。

【尋問3】市長から副市長に対して、選定委員から同意を得たという報告があったか。

【証言3】そういう報告を受けております。

ウ 森本 彰一（総務部長）

【概要】

- 指定管理の法令上の解釈について、常に客観的に市長と議論し、市長権限では決められないと上申したが、結果的に却下されている。
- 地方自治法第179条の専決処分における、時間的余裕が無いとの判断することについては、市長の自由裁量ではなく、羈束裁量（法規裁量）であると証言している。
- 地方自治法第179条のとらえ方について、4月3日でなければならぬ理由は市長からの説明がないまま、専決処分の決裁書が作成されている。
- 決裁書に記載された、専決処分および指定管理者の指定の適用法令及び条例が市長の証言内容と異なっている。
- 市長と選定委員の協議・再審議において、選定委員から同意を得たとの報告を受けている。
- 3月29日の議事録を読むと政治倫理条例に抵触するととらえる方も出てくるのでは、明確な説明が必要。

【尋問1】今回の専決処分は、地方自治法第179条及び宇陀市の指定管理に関する条例等に関して、条例の法的要件を満たしているか。

【証言1】指定管理条例といいますのは、基本的にやはり自治法244条において指定管理者を条例において指定することができるという内容があるわけです。その中で指定管理条例というものがあってですね、特に公募に地縁団体とか地方公共団体以外に指定する場合は公募によらなければならないと2条になっております。それを踏まえて選定の方法が4条でありまして、その後、選定委員を置くと12条でなっております、じゃあ最終的には誰が決めるのかというところになると、選定委員さんたちが審議した内容を市長に報告するというのが規則でうたわれております。

ですので、選定委員さんが審議した内容、結果も踏まえてですね、点数の、これを市長に報告するという段階で条例規則は止まっておるわけです。そこで「市は」とも「市長」とも書いておりませんが、それを受けて選定するとなっておるわけでございます。しかし、一般常識的に申しますと、選定委員さんの点数の結果をそのまま諮問としてとらえて最終決定するの

が通常の条例の理解であると解しております。しかしそこを市長が、その部分を最終は市長権限であるにとらえるということについては、私自身は4月3日の話の中では、そのとらえ方はだめですよということを申し上げてまいりました。

次に179条と政治倫理があるわけですが、179条のとらえ方についても、4月3日には市長に長い時間、議会を開く時間的余裕がない時に専決するという考え、それでされるんでしょうが、時間的余裕が無いというのは、議会にお願いして通常されるわけですが、お願いしてオーケーされれば、告示して7日後というのが午前中に委員長からお話もありました。これも市長はちょっとお忘れなんですけれども、4月3日のその会議の中では、緊急という場合には7日の告示を待たずして議会がオーケーさえすれば翌日でもできますよと。しかし、14名の議員さんが翌日に全員寄っていただけるかということは、物理的にはかなり厳しいところがあるのは分かっております。しかし、7日以降でないとだめという事でも無いわけです。しかも議論の中では、たしかに3日でないとだめなのかという理由についても市長にかなりお聞きしましたが、その理由を明確にはお答えいただけませんでした。したがって、その理由を明確にお答えいただけないということは、時間的余裕が無いというふうには我々はとらえることはできません。行政マンとして法例を遵守しようとしたときには、それはかなり飛び越えた判断であるということです。

法令をよく読みますと、時間的余裕が無いと判断するというのは、これは市長の自由裁量ではなくて羈束裁量でございます。羈束裁量というのは難しい漢字ですので、要は法律の解釈は一義的であって多面的、つまり自由裁量できないということでございますので、羈束裁量である以上は誰しもが時間的余裕が無かったと客観的に認めるものでないといけないということになっております。したがって、法例担当の総務部長としては、市長のお考えはかなり強引じゃないですかというお話を何度も申し上げたという記憶はございます。それを、羈束裁量ではなくて自由裁量的にもしたとなったならば、それは法例に違反しているんじゃないですか、であって、必ず違反していると決められるのは、職員でもなければ、議会でもなければ、裁判の中でしか決められません。こういったことが専門書に書いてございます。という中で、私としてはこういったことはおやめになったほうがいいんじゃないですか、この後の市長の政治的な部分にかかわりますよということは何度も申し上げました。

あまり長くなるとあれですので、次に政治倫理条例でございますけれども、市長のお考えは午後ですか、お聞きしましたが、たしかに3月29日は、我々は4月3日の聞かせていただいた時点では、3月29日は最初は協議でその後審議とお聞きしました。その審議の結果、この会社はよい会社ですよということを認められたとお聞きしておりましたので、最終、そういうことであれば元に戻りますが、指定管理条例の審議委員さん

の審議の結果を聞いて、最後は市長、市が判断するという事につながってくるのかなと思っておりましたが、午前中のお話でしたら市長の御判断で決めたということです、ちょっと話はそこで食い違いますが、私はきょうお聞きしたので、4月3日の時点では条例にもある程度抵触すると思っております。

それと政治倫理条例につきましては、市長は純粋に市民のために、すぐに一日も早く美榛苑を開始したいというお考えというのは常々聞いております。そういった大きな判断の中でやっておるのは分かりますけれども、条例を読み解くとですね、たしか特定の業者に有利に働いてはいけないとそういうふうな事を書いております。そういう事を書いておりますという事は、3月29日の議事録を後から私も読ませていただきましたが、読んでおりますと少しそう取られても仕方ないのではないかなという部分は議事録を読むと私は思います。ですので、必ず抵触するという訳でもないし、全く抵触しないということではない。やはり市民の方のとらえ方によっては、これは抵触すると、とらえる方も出てくるのではないかと思います。それを明白に市民の皆さんに説明しなければならないというのが条例の中にありますので、もし何パーセントか疑義を持たれるなら、やはり明確にお話をする必要があるのではないかなと、そういった考えでございます。

【尋問2】専決処分の決裁書に総務部長の決裁印が押されていない理由は。

【証言2】先ほどから申し上げましたように、2時間以上にわたって市長、これはやめておいたほうがいいですよとご進言申し上げたけれども、最後まで意見は合う事がなかった。最後に、決裁してくださいという市長からのお話があって、この決裁は担当課はご存じのように産業企画課ですので、担当部長ではないので、しかしこういった重要案件になったら、よく合議欄を設けて、無理やり総務部長の印鑑を求めておくというような部署がよくあるわけで、これも多分本当はそうでしょう。そういう事も想定できましたので、私は合議は押しませんときっぱり申し上げました。理解できませんので。合議がなくても決裁の有効、無効にはつながらないだろうということで、もう私は全く押さないと、こういうふうに申し上げました。

【尋問3】市長は、指定管理者の指定については、条例に基づいていないと証言されたが、条例に基づき告示（宇陀市告示第39号）がされている。また、協議の中で、市長から選定委員から同意を得たと聞いていたとのことだが実際には同意を得ていなかった。この告示は有効か。

【証言3】条例に基づかないとおっしゃった時点では、多分副市長も同じくびっくりされたのかなと思うんです。私、実際にはこの条例に基づきという決裁自体は私は押していないので、その時に指導、または確認せよと言えたらよかったかなと思うんですが、私の観点としては、先ほど松浦委員の時

にも申し上げたように、条例の中で選定委員が市長に対して審議の結果を報告するとなっておるだけです。それが第6条、7条、8条あたりだったと思うんですね。それを受けて、市または市長は選定をし、議会に諮り告示するというふうになっておると認識しております。

今回の場合、1回目の選定委員会では落とされた、そしてそれを報告に委員長が来ていただいた。しかし、市長はそこでは納得せずにもう一度寄っていただいて、最初は協議でその後了承を得たというふうに4月3日、我々は聞かせていただいております。副市長も先ほど申し上げました。したがって、了承を得たのですかと、その証拠がある、ないは別として、了承を得たということは我々は聞かされておりましたので、ということは、やはり担当職員も条例に基づき告示するというふうに決裁を作ってやったんじゃないかなと思っております。

最後のご質問の、これは有効ですか、無効ですかということになるんですが、それは市長の細部まで認識がないのかもわかりません、かと言って行われた行為は無効とは私は思いません。

【尋問4】専決処分について、農林商工部長、産業企画課長が決裁印を押したことについて。

【証言4】地公法32条は今日は何度も出ておるわけですがけれども、法例を遵守して、法例に従い且つ上司の命令に忠実に従わなければならないというのが地公法32条でございます。これを解釈するときに、私は私の立場で合議ですね、合議まで押さなくてもこの決裁は進んでいきますよというお話をして、私は納得できませんので押しませんでしたと。しかし担当の課長、部長といいますのは、この事案を担当しておるわけです。市長、上司命令を言われて、この決裁を上げてください、進めますと言われたときに、それが完全に法例に抵触するかどうか、違反するかどうかということはなかなかその時点で判断できない。これは専門書などを読みますと、地公法第32条における法例に抵触するかどうかの判断というのは、明らかに法例に違反するということが明白である場合に、職員は上司に対して反論と申しますか、従いませんということが言えるわけです。しかし、明白というのはどういう事を言うかということ、このような場合には、私は先ほど限りなく100に近いようなお話をしましたけれども、産業企画課長が地方自治法179条のその細かな深いところまで判断できないと思います。

ですので、明白というのは、言い方悪いですが、窃盗してこいとか、殺人してこいとか、これはもう法令に違反しているのは明白ですがけれども、こういった場合にその判断をするのは極めて難しい、厳しい判断であるというのは東京高裁において結論は出ております。

ですので、職員は今回の事案から申し上げますと、職員に罪はないと、ここで総務部長として申し上げておきたいと思っております。

【概要】

- 担当部としては、議会に諮る時間的な余裕がないという客観的な理由はない。
- 市長と選定委員他の協議・再審議において、選定委員から同意を得ていることを市長から報告を受けた。
- 市長が担当課長に直接命じて起案を指示したが、担当部署との意思決定に乖離があるため、意思表示するため手書きの意見書を添付した。

【尋問１】専決処分について、地方自治法第１７９条で、議会を開く時間的な余裕がないとする理由。

【証言１】先ほどもありましたように１７９条の第１項につきましては、午前中からもお話がございましたように時間的な余裕がないことが明らかに認められるときというような形になってはおります。今までも出ておりますように、やはり客観的には、それにはやはり話は出てますけれども、客観的な理由がないとやっぱりいけないと。そうでないと議会等の議決権の侵害をしてしまう可能性があるというふうに私自身も思います。

お尋ねの時間的な余裕がないという判断でございますが、今回の専決処分におかれましては、やはり市長がそういうふうに判断されたわけでございますが、担当部署といたしましては時間的な余裕がある、なしの判断というのは、客観的な理由が今回はないのではないかなというふうには思いました。

【尋問２】指定管理者の指定について、担当課長が起案し部長も決裁印をつけているが、そこに添付されている意見書のねらいとは。

【証言２】宇陀市の確か事務決裁規定では、通常そうですけども、担当者が決裁を起案し、いわゆる直属の上司の順次、直接の上司の意思決定を受けて、決裁権者の決裁を受けなければならないと確かなっていたと思います。

今回は市長のほうから直接担当者のほうにその起案の申し出が指示がございました。ですが、担当者も担当部署におきまして、今回の市長の意思決定につきましては当時は納得できませんでしたので、何とか市長の意思決定を是正してもらえないか、見直していただけないかという形で御進言を申し上げましたが、お聞き及びいただけなかったと。このままでは、担当部署としての意思表示ができないまま終わってしまうということもありますし、その市長の意思決定と担当部署の意思決定には乖離がある、また相違があるという意味からも、やはり担当部署としての意思表示をさせていただくために、まことに異例ではございますが、意見書という形を添付させていただいた次第でございます。

【添付された意見書の内容】

意 見 書

今回の行政手続きについて担当部署として様々な角度からは是正されるようご進言申し上げましたがお聞き届けいかなかったことは誠に遺憾であります。今回の決裁を策定するに際して本意見つけさせていただきます。

平成31年4月3日

宇陀市長 高 見 省 次 様

宇陀市農林商工部長 山口 浩次郎

【尋問3】 指定管理者の選定について、選定委員が同意されていないということだが、市長から担当部に事前の話がなかったか。

【証言3】 4月3日の市長からの説明につきましては、確かに各選定委員さんのほうから同意を得ているというようなお話は聞かせていただいております。ただ、先ほど総務部長もおっしゃったかも知れませんが、その証拠ということが、証拠になるものが市長の同意を得たというだけのお話だけでしたので、やはり弁明でせめてそこに参加された方、選定委員さんからの署名、押印等があるべきではないかというような話は出てたと思います。

ですので、あくまでも市長がその同意を得たという形にはなっておりまして、確かにその時点ではそのお話のとおりなのかなというふうなことは思っております。

今回、その同意を得てないというふうなお話もありましたので、それはちょっと今回初めて聞かせていただいたという認識でございます。

オ 辰巳 泰章（農林商工部次長）

【概要】

- 議会との関係を考え十分な説明が必要と決裁を保留した。
- 手続き的に不備があるのであれば、その部分をもう一度訂正し、正式な形でもう一度募集するよう進言した。

【尋問1】 専決処分の起案について、次長の印がない理由。

【証言1】 まず、やっぱりその内容がわからない状況で決裁をするのはという形でございます。それと、やっぱりその私個人的な意見的なところもあ

ったんですけれども、昨年の6月の宿泊事業者誘致事業を中止をされた関係で、議会のほうにも十分な説明もなしにといったそのプロセスの中で今日に至っているというところもございます。またそれを専決するという事になれば、やっぱり丁寧に説明をされずにいくということは、また同じ轍を踏んでしまうということもありまして、それはいかがなものかという形で、その辺も市長に私もお話をさせていただいた記憶がございます。

その辺も加味して、やっぱり今回この分につきましては決裁をするべきじゃないというような形で今回、東課長なりには大変申しわけなかったですけれども、決裁のほうはちょっと保留をさせていただいた次第でございます。

【尋問2】専決処分について、市長にどのような進言をされたのか。

【証言2】最初に申し上げた分かと思いますが、選定結果につきましては、やっぱり選定基準に達してないということで、その業者を合格というような形ですにつきましては、まずこれは市民なり議会のほうにも説明をできないのではないのかなと。それで、先ほど申しましたように、市長が手続き的に不備があるということであれば、その部分をもう一度訂正をし、改善をして再度公募して、正式な形でもう一度募集するというような形で御進言申し上げたと思っております。

カ 東 和浩（農林商工部産業企画課長）

【概要】

○決裁書は、地方公務員法第32条、職務上の命令によって作ったと解釈している。

○起案が条例違反について、当時そこまで判断できなかった。

【尋問1】地方自治法及び宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき告示する決裁がされたが、市長がこの手続は条例に基づかないと証言されたことについて。

【証言1】確か4月3日の決裁のときも、実際この条例がどこ違反してるかというこの細部までは、ちょっと私たちも確認できなかったというのがやっぱり事実でございます。その中において、私が決裁上げてるんですけれども、文面的には市長の決定によりという形ではさせてもらってます。

ただ、次の告示、公の施設にかかわる条例によりということの範疇の中で話は進んでいったかとは記憶しておるんですけれども。

【尋問2】専決処分を起案された立場として、条例に基づかないと市長が証言されたことについて。

【証言2】決裁書は、あくまでも地方公務員条第32条、職務上の命令によ

って私がつくらせてもらったと解釈しております。

また、条例違反についても、当時はそこまで明確に判断できなかったということで、職務上の命令を優先してつくった決裁と思っておりますので、最終的に市長の決裁もいただいておりますので、そこら辺はどう変わったかってなったときは、もうそう言うしかないのかなとは思っております。

②令和元年7月17日（第5回委員会）の証人尋問

ア 高見 省次（市長）

【概要】

- 市長が職員に説明した、「選定委員の同意を得た」というのは、指定管理者を専決することではなく、「市長がつくった文書（一枚紙）を表に出すことの同意を得た」ということで、職員には違う理解をされていた。
- 市長に指定管理業者を紹介した人物と、3月29日の会議に同席している市長の知人は同一人物であった。
- 3月29日の会議に、株式会社アスクゲートの社長を市役所の別室に待機させ、選定委員に会わせようとした。
- 宇陀市告示第39号は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づくかについて、市長は「間違い、一部間違っています。」と証言している。

【尋問1】 第1回の専決処分承認審査特別委員会での証言について、市長と職員の内容が大きく乖離していることについて。

【証言1】 6月28日の1回目の証言につきましては、私が質問に対しまして、正確に答弁をしたつもりでございます。午後から他の職員の答弁を聞いておりましたけれども、控室で聞いておりましたが、私の認識と違うという答弁もございました。それにつきましては、職員に対しても私の考えをこれまで説明してまいったつもりでございましたけれども、違う理解をされてたということもあったのかなというふうに思っております。

【尋問2】 市長が職員に説明された、「選定委員の同意を得た」というのは、指定管理者を専決するというのではなく、「市長がつくった文書（一枚紙）を表に出すことの同意を得た」という説明を、副市長以下の他の職員にされたという認識か。

【証言2】 ですから中身については、ずっと経緯を説明をしました。ずっと最初からですね。3月29日にどういうことを私が申し上げて、そして手続の不備がどうだったかということも申し上げました。そして市の置かれている状況、差し迫っている状況についてこうだという説明をしたと、そしてその中で、この今、応募されている事業者というものが、その十分運営をしていただける、そういう企業でないかということも、そういう説

明をずっとしていったわけですね。すごく時間かかりましたけども、そうしたことについて、一定の理解をいただいたわけですから。そしてそれを共有しようということになって、しかしそれは結果は変えられないから選定委員会としての、その文書として、合意文書というような形で出せませんということで、あとは預けますということなんです。市長にですね。後は預けると。預かったという中で書いてる私の行為について、これは発表しますよということは合意いただいたわけですから。

ですから、そういう流れを私もちゃんときちっと一つ一つ丁寧に職員には説明したと思います。

ただ、その合意、理解、その共有、そういうところですので、受けとめのそういう微妙さがあったかもしれないと思いますが、私としてははっきりそのように。ですから選定委員の名前でのペーパーはないんだと、それはもう言われましたからね。

【尋問 3】 市長と職員が全く違う受け取り方で、4月3日の協議が進められていたことについて。

【証言 3】 びっくりというか、残念というか、そんな感じですね。

【尋問 4】 市長に指定管理業者を紹介した、知人について。

【証言 4】 昔の私が勤めていた会社時代の同僚ということになります。

【尋問 5】 3月29日の会議に同席している市長の知人T氏について。

【証言 5】 私の知人です。先ほど申しあげました会社の時代の同僚です。

【尋問 6】 市長に指定管理業者を紹介した方とT氏は同一人物か。

【証言 6】 紹介いただいた方です。

【尋問 7】 T氏から株式会社アスクゲートを紹介されたのか。

【証言 7】 そうです。

【尋問 8】 3月29日の会議に、株式会社アスクゲートの社長を市役所に呼び別室で待機させ、選定委員に会わせようとした行為について。

【証言 8】 はい。待機していただきまして、可能なら会ってほしいということを申し入れました。その理由につきましては、やはり選定委員から26日の結果をいただいたときに、やはりプレゼンについて、社長さんではなかったと。そして非常に弱かったという、そういうこともございましたので、やはりこの企業がしっかりと運営できる企業ということでの判断をしておりましたので、その部分が残念でございましたから、経営者である社長に来ていただいて、そして話をしていただくことができれば、それはその企業に対する、事業者に対する再評価につながるんじゃないかというこ

とで呼んでございました。

【尋問 9】 指定管理を不選定とされた業者の社長を別室で待機させ、選定委員に会わせようとした行為は、説得、便宜、利益誘導、と取られかねないがどのような認識か。

【証言 9】 利益誘導というふうには全く考えておりません。これは私のやはり一般的な考えですけれども、何か特別な深い関係があって、そしてそれに対して特別な計らいをするというのが一般的に利益誘導だと思うんです。しかし、私はこの、トップセールスって言われてるから、その人だけ呼んできたというふうに聞こえますけど、そうじゃ決してございません。その一時休館になった後、何としても事業者をとにかく見つけてきたいということで、もちろん議会からもそのように言われましたから、自分が先頭に立って、そして動いたという意味でのトップセールスであって、それはもうどこの、どういう形で事業者が来られてもそれは同じことです。

その中でいろんなところにもお声がけをしたし、いろんな情報交換もしたわけですね。その中で、これまでと同じ条件で応募をいただける見込みがついたというところの、たまたまそういうその事業者を御紹介いただいたということで、それまでは全く私、存じ上げませんし、そういうつながりも全くございません。ですから、それに対して別に特別な計らいをするつもりもないし、そういう必要もないわけです。

しかし、さっきから申し上げてますように、やはり宇陀市政として、本当にその企業誘致も含めてになると思います。この企業にやはり町に協力していただくという市政をせなあかんわけですから、そのためには正當にそういう企業を評価する。そういうガバナンスを持ってないといけないわけですね。しかし、それが本当に今回、脆弱だということが、みずからの反省も含めて露呈したなと思っております、それは是正しないといけない。今後もそう思ってます。やはりモニタリングが本当にできるような、そういう人材を持たないといけないと思いますし、ですからその時点でそういう状況になったということで、ある意味やはり、その事業者にとっても非常に不利益がこうむるような事態を招きかねない状況になったわけですね。それをやはり是正するということであって、それをそしたらもう1回やり直しますと言っても、じゃあ条件をどうするかということになるわけで、そしたらますますそれは疑念を持たれるわけです。これはこの間も御説明しました。その1社しかもし応募がなくて、そこが今度通りしましたとなったら、じゃあ、そのために基準を下げたんじゃないかとか、そういう可能性が十分出てきます。ですから、私はそういうことじゃなくて、そしてまたもう1回やり直すとなると当然時間は一定かかってきますので、その分だけでも非常に大きな損失になってくるわけですので、そこは、今のこの行政運営というものを、是正、今回これを是正しないといけないというところで、そういう判断でその御評価をもう一度いただきたいという

思いでやったわけでございます。

【尋問10】 3月29日会議で、恫喝、説得、泣き落とし等があったか。

【証言10】 恫喝はしておりません。泣き落としもしておりません。号泣もしておりません。職員に対しては厳しい指導はしました。それについてはやはり私の説明をしている中で、それに沿わない形での発言が出たので、そういう指導をしたということです。

この町の市長はやれないという、そこだけ切り取られると一体何なのっていうことになりますけど。

【尋問11】 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行い、宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第6条第2項の規定に基づき告示は、適切な手続がされているか。

【証言11】 指定は条例に基づいてないわけですがけれども、告示というのは指定を受けての行為ということですので、条例に基づいて告示をしたということではよろしいんじゃないかと思います。

しかし、私はそのようにお伝えしていたつもりですので、執行権ということで伝えていたつもりなので、そこを受けての書き方をすべきところでしょうが、この地方自治法244の2による指定というのは私の考えとは違っているかなと思います。

【尋問12】 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づくかということについて、そうではないと証言されたが、この書類（宇陀市告示第39号）はどうなるのか。

【証言12】 間違い、一部間違っています。

【尋問13】 間違っているで終わるのか。

【証言13】 要するに、この間の職員の証言を受けて、当然確認をもう1回しているわけですがけれども、そういう中でそういう部分があるということはちょっと気づきましたので、それは間違っているというふうに考えております。

③令和元年8月2日（第7回委員会）の証人尋問

ア 建入 一深（保養センター美榛苑指定管理者候補者選定委員会委員長）

【概要】

○市長から、株式会社アスクゲートの社長との接見をお願いされたが、選定委員はここでお話聞いても意味がないとして会わなかった。

○「美榛苑の指定管理に関する再審議と経緯について」という一枚紙は、市長に後のことは委ねるということで、市長からの要求に応じてつくられた。

○会議が長丁場となり、どう終わらせるか委員長として責任を感じていた。一枚紙については、「もう既に結果が出てしまったんだけど、歩み寄りの中での1枚という感じですかね。」と証言された。

【尋問1】 3月29日の会議は誰から連絡がされたか。またどのような内容と会議と案内されたか。

【証言1】 29日は市長のほうから御連絡いただきまして、26日の決定が市長が予想していたことと違ったわけですね。ですから、もう一度皆さんにお話したいのでその機会を得られないかというような御相談の御連絡がありまして、ただ26日の、要するに市長が考えられたのは、4月1日から何としてでも指定管理者を決めたいという思いがおありだったんだと思います。ですから、早急にその辺御相談できないかというような御連絡いただいたんですが、ただもう26日で年度末ですよ。皆さん委員の方もお忙しいので、私も忙しかつたので、果たして時間が取れるかわからないんですけど、まあわかりましたと。じゃあ是非皆さんに御連絡とって、集まれるようでしたら集まったらいかがでしょうかというようなお話をさせていただいたかと思えます。

【尋問2】 会議は、委員長という立場で進行されたのか。

【証言2】 議事録を御覧になってらっしゃると思いますが、議事録を御覧になるとあまり私が発言を誘導してはいないんですね。進行をほとんどしてないかと思うんです。というのは、その会議自体がどういう位置づけなのかというのがちょっとわからない状態で、とりあえずお話をしたいという強い意志の中での開催になりましたので、私もどうしたらいいかなというのは正直なところありました。基本はやはり市長が直接どんどんお話されていったという感じかと思えますけれど。

【尋問3】 この会議に第三者のT氏が同席されたが、委員長としての受けとめは。

【証言3】 私はやっぱり市長は参謀がいらっしゃるんだなという、まあアドバイザーですよ。市長自体は民間あがりでいらっしゃるのでもろんな人脈をお持ちなんだろうと思えたので、市役所関係の方とは別に外のネットワークをフルに使っていらっしゃるのかなというところで、そういう方が立ってこられても不思議ではないというのは正直なところでした。

【尋問4】 T氏を、株式会社アスクゲートとつながりのある方として話を聞くことと、市長の参謀と位置づけて話を聞くこととは、意味合いが変わ

と思われるが、どのような認識か。

【証言 4】 いろんな考え方はあると思うんですけど、ただそのTさんがアスクゲートと知り合いだったというのは一つの事実ではあると思うんですが、ただやっぱり彼自体が内部監査のプロであるということはとても重要なことであって、それがたまたまアスクゲートを知っていたというような考え方もできるかなというようには思うんですね。

つまり、その先に何か癒着があるとか云々ということになるとちょっと問題があるかもしれないんですけど、その場合ちょっと私のほうでは把握できませんが、基本はやっぱり前に進めないその内容をどう処理していくかっていうことのプロがいたっていうことの存在意義ですね。そのほうが私はとても重要ななと思いましたので、そのアスクゲートさんがどうのこうのと言われても、私のほうではちょっと答えにくいですね。

【尋問 5】 市長から、業者の社長との接見をお願いされたことについて。

【証言 5】 それは委員の皆さんは、逆に言いましたらもう評価が終わって、正直なところ委員の仕事は全て終わってる状態なわけですね。ですから、そこで新たにアスクゲートの社長のお話を聞いたところで、何も変わることはないわけですね。

それで委員の方たちとお話し合いをした中で、議事録の中にも出ていますと思いますが、ここでお話聞いても意味がないと。せっかく来ていただいた熱意はもちろん私たちは受けとめるんですけど、ここで聞いても全く意味がないという結論に達して、お話はお伺いしませんという結論になったわけですね。

【尋問 6】 会議の中で作成された、美榛苑の指定管理に関する再審議と経緯についてという一枚紙について。

【証言 6】 要するに話が平行線の状態だったので、時間もどんどん過ぎていきましたので、何とかこう結果は結果として、その後どうするかに関しては市長に委ねる方法はあるのかということで、私のほうで口を切りましたけれど、何らかの方法はないのかということで、それでは文書を作りましょうかということで、きょうの2日目の29日の結果ということで、1枚の紙を用意したほうがいいのではないかと話が出てきましたので、その文言をさっと考えた。

それは市長が形に残したいとおっしゃったので、文章をつくったということですね。それで1回文章があがってきたんですけど、何かよくわからない文章でっていうことで、もう一度私たち委員がてにをはとか言い回しだとかを直して一応まあこれでというような流れになって、その1枚に市長がサインをするというところにもっていきました。

その文面を見ていただきましたら、別に私たちはその委員会で結果を出したそれを覆したわけでも何でもなく、市長が一生懸命責任をもって今後

やっていくというところの文面になっているかと思うんですけど。

【尋問7】市長に後のことは委ねるということで、市長からの要求に応じて紙を作っていたと理解してよいか。

【証言7】はい、それでいいかと思います。

【尋問8】一枚紙が全ての決裁文書の核になって、市長が決裁に添付しており、重要な位置づけをもっている、この文書についての認識。

【証言8】その時ですね、結局弁護士の方、本来ならばその文章なんかも弁護士の方に見ていただいてチェックすべきだと思うんですけど、日にち、要するにもう急がれていたというのと、それと運悪く弁護士の方が中座されているんですね。お仕事の関係で。

【尋問9】4月3日に、一枚紙を公表されることについて。

【証言9】3日は全然私は存じ上げなかったです。ただ、その書面を作りましたときに、その弁護士の方がいらっしゃらなかったのも、その方に確認しなければいけないわけですね。

金曜日で土日挟んでいましたので、私のほうからその方にそういう書面が出たと、作ったということを報告いたしますと。その方がそれが反対だって言えばまたそれを伝えなきゃいけないので、確認いたしますということで、土日を挟んで月曜日によりやくその方に連絡が取れましたので、わかりましたと。自分も委員の1人なので、同じ皆さんの意見としてそれで結構ですという御連絡をいただきました。

それで全員がそれを受理したといいますか、オーケーということになりましたということで、私は市長に御連絡入れたんですね。

ただ、その3日というのはもうほとんど私、多分委員も私も全然存じ上げない中で専決処分という形になったかと思うんですけど、申しわけないですけど専決処分という言葉も私は存じ上げなくて、何だろうという感じでございましたが。

【尋問10】一枚紙によって選定業者を選ばれ、その一枚紙をもって専決されることは、その時点でわからなかったのか。

【証言10】そうですね。要するにその先、ですから市長がどういう出方をされるのかあるいは市役所がどういうふうな動きをされるのかというのは全く私、多分委員の皆さんもそうですけど、私も全くわからない状態ですね。どういう行動をとられるかは全くわからなかったですね。

【尋問11】一枚紙は、どういう目的で作られたと認識しているか。

【証言11】そうですね、もう既に結果が出てしまったんだけど、歩み寄りの中での1枚という感じですかね。

【尋問12】夜12時近くまでの長時間の会議で、終電も終わっている状況について。

【証言12】私自体も委員長でしたから後で後悔したのですが、もうちょっと仕切ればよかったかなあと正直なところ思いました。ただ、どういってお話の展開になるのかが全然予測がつかなかったのも、どうコントロールしていいのかわからないというところで、すごく長引いて皆様にご迷惑を委員長としてかけてしまったということは、すごく感じています。

【尋問13】早く終わらせなければという意識は無かったですか。

【証言13】勿論有りました。当然です。委員の中でも夜中から仕事をされていて、明日の朝早いんだとおっしゃっていましたので、申し訳ないというところで。

美穂苑の指定管理に関する再審議と経緯について

平成31年4月3日

高見市長は、3月26日に公表された選定結果を踏まえて、3月29日に改めて開かれた選定委員との協議・審議において、市側が用意した選定のプロセスの不備により委員会が行う採点に混乱をきたした点を重く反省したうえで、採点された点数とは別に応募企業の可能性・熱意・実績について情報交換した。

その結果、市長は、「同企業は宇陀市にとって価値ある存在になる可能性を秘めているのではないか」という選定委員会の評価を改めて受け取った。

よって、宇陀市の置かれた現状を総合的に勘案したうえで、美穂苑の指定管理者候補者に選定することとした。

尚、同企業がより良いサービスを実現するよう、市長はリーダーシップを発揮し、定期的にモニタリングして、施設の活性化について推進することが最大の責任の取り方であることを住民ならびに選定委員会と約束する。

高見省次

(4) 音声の視聴によって得られた事実

平成31年3月29日の会議録及び音声データにおいて、市長は選定委員を集めて、業者社長と会って話を聞いていただきたいの嘆願または泣き落としとも思える行為が確認できた。このことは宇陀市政治倫理条例第4条第3項に「市及び市が関係する団体が行う工事の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約に関して特定の業者を推薦し、又は紹介するなど有利な取り計らいをしないこと」と規定されており、舐触の疑いもあることから、令和元年8月2日の選定委員会委員長の尋問において、音声データを視聴いただき、その時の状況や思いを確認した。

①音声1

『今日この機会を開かせていただいて、プレゼンで皆さまが、受けられた感触、そうしたものがあつたと思いますけども、可能であればそういうところについて、再考いただけるチャンスがないかと思ひまして、今日社長を呼んでございます。創業社長ですね。今別室で控えさせております。こういうことが可能であればですね、ご挨拶だけでもしていただくことをお許しいただけないかなと思つております。』

この音声について証人からは、「委員の皆さんは、逆に言いましたらもう評価が終つて、正直なところ委員の仕事は全て終つてゐる状態なわけですね。(途中略) ここでお話聞いても意味がないと。せつかく来ていただいた熱意はもちろん私たちは受けとめるんですけど、ここで聞いても全く意味がないという結論に達して、お話はお伺いしませんという結論になつたわけですね。」との証言であつた。

また、市長が、宇陀市へこの企業を招致させたいという思いのあらわれが全面に出ている状況、会議録では表現しづらい泣き落としとも思える音声データも聞いていただき確認した。

②音声2

『なんとかしてその気持ちに答えていこうと思ひましょうよ。宇陀市が順調な町になつて、そんなやつたら何も言ひませんわ。こんな厳しい状況のなかでやつたろうと言つてくれているんですよ。これだけのことあつても、あつても文句ひとつ言つてはりませんで。私ね、できませんわ。このままでは、はい。そんな私人間じゃない。そんなことで生きていけない。こんなことで私人生やつてきてない。手続きじゃないですか。自主ルールじゃないですか。なぜ、変えたらいいじゃないですか。見直し、私、だから私悪かつたていいですよ、だけどやらなくてはならないから変えたんやと。皆さんにお願いして変えたんやといいますよ、そういうことをしないであの人たちかえすんですか。そんなこととして、こんな市長やつてられない。出来ません。私出来ない。』

この音声について証人から「やっぱり半年間空けたくない、継続したい。でも企業は落としてしまったんだけど、1社手を挙げてくれた、何とかその企業に入ってもらえないかというところの合意をしてほしいという強い強い思いがあったというふうに、私は受け取りましたけれど。」との証言であった。

最終的には、選定委員の適切な判断により、市長の願いは聞き入れられなかったが、これが実現して、選定委員会の結果が覆っていたのであれば、市長の利益誘導や政治倫理条例に抵触する恐れもあったと考えられる。

8. 評価

(1) 地方自治法第179条（専決処分）の要件の該当性について

専決処分は、第179条で、「普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。」とされている。

今回、市長は「緊急避難的措置」を理由として、上記の要件のうち「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に該当と説明しているが、市議会の招集は原則として開会の7日前までに告示すれば足り、また、緊急を要する場合にはこの限りでなく（地方自治法第101条第7項）招集できる。

したがって「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」とは、議員の参集を求めその議決を経ていては執行の時機を失するような例外的な場合に限定されるべきである。

本件について、美榛苑の指定管理者の指定は、議会の議決を経ていては執行の時機を失するとは到底考えられず、「議会を招集する時間的余裕がないことが明らか」とはいえないため、専決処分の要件を満たしておらず法令違反と考える。

(2) 地方自治法第244条の2第3項（公の施設の設置、管理）および宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の要件の該当性について

指定管理者の選定は、地方自治法第244条の2第3項で、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」とされ

ており、市ではこの法令に基づき「宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を定めており、本件の場合「指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募するもの」とされている。

今回、市長は、「市長の統括代表権そして執行権という中で選定した。」と選定理由を発言されており、一般的な執行権を根拠に、条例の定めによらない方法で指定管理者を指定しているため、法令違反と考える。

(3) 市長の統括代表権・執行権に対する認識不足について

地方自治法第147条の「統括権」とは、地方公共団体の事務全般につき総合的統一を確保する権限を意味するものの、具体的な管理・執行の権限を定めたものではない。

また同条の「代表権」とは、市長がなした行為の効果が地方公共団体に及ぶ権限を意味し、この代表の権限が具体的にいかなる内容を有しているかは、個々の法律の規定によるとされている。

市長の「執行権」は地方自治法第148条に規定されているが、法律に基づく行政という大原則からして、執行権に基づいて何でもできるとは考えられない。

指定管理者に公の施設の管理を行わせるには、条例の定めによらなければならないのであって（地方自治法第244条の2第3項）、一般的な「執行権」を根拠に、条例の定めによらない方法で指定管理者を指定することはできない。

したがって、「統括代表権」、「執行権」によって指定管理者を指定することはできないものとする。

なお、本評価については、奈良総合法律事務所の弁護士にお示しし、意見書を求め確認している。

9. 結論

承認第3号専決処分の承認を求めることについて（宇陀市の公の施設の指定管理者の指定について〔保養センター美榛苑に係るもの〕）を令和元年5月17日に審査の付託を受け、調査を行った。

調査の結果、先の「評価」のとおり、指定管理者の指定に係る関連業務の一連の指定手続き及び専決処分は、適切で、適法な事務執行がされているとは考えられない。

(1) 市長権限の逸脱

指定管理者の指定に係る関連業務の一連の指定手続き及び専決処分は、法令及び地方自治体の事務執行について、市長の権限から大幅に逸脱していると考えられる。

（２）市長の責任

市長には、地方自治法や地方公務員法等の法令に従って、誠実に事務処理を行う法的責任がある。今回のような適法でない事務執行に関して、市を統括し代表する最高責任者として、市長の責任は重大である。

１０．調査結果に基づく指摘・改善意見

本件の調査により、不適正な事務執行をしていたことが明らかとなった。

一連の不適正な事務執行の原因は、市長は保養センター美榛苑の指定管理者を早急に選定し指定したいために、選定委員を協議、再審議と称する会議に招集し、選定委員に一枚紙の作成を協力させたこと。

また、複数の職員が市長の指定管理者の指定手続きと専決処分の手続きについて異論を唱えたにも関わらず、市長自らの見解を示し、職員に誤った内容で、指定管理者を選定および専決処分の起案文書を作成させ、担当する管理職にその起案文書に押印させ決裁していること。

しかも市長は、その決裁の間違いを認めるもその対応が未だできていないのが現状である。

市長には、法令を遵守し、また法令の拡大解釈がないか精査・検証し、市職員と協調し、適正に事務処理を執行されたい。

１１．調査経費

（１）調査経費（予算）

- ・ 年度金額（議決額）
令和元年度（2019年度） 1,000,000円以内

（２）調査に要した額

経費内容	摘要	合計（見込み）
旅費	証人費用弁償等	2, 6 2 0 円
役務費	文書通知郵送料	4 0 2 円
委託料	顧問弁護士委託料	2 3 7, 6 0 0 円
	会議録作成委託料	4 8, 1 1 4 円
使用料及び賃借料	駐車場代	7 0 0 円
合計		2 8 9, 4 3 6 円

※調査経費については、補正予算は計上せず、議会費の当初予算の枠の中で、必要経費を縮小するなどして確保を行った。

おわりに

本特別委員会は、令和元年5月17日に設置され、これまで約4か月にわたり付議事件の調査及び審査を行ってきました。

付議された事件は、承認第3号専決処分承認を求めることについて（宇陀市の公の施設の指定管理者の指定について〔保養センター美榛苑に係るもの〕）であります。これについては市長が、公の施設である「保養センター美榛苑」の管理運営を任せる指定管理者を決めるために行った行政手続が、正当な根拠と遵法に基づいたものであったのかを検証するためであり、指定管理者として、「株式会社アスクゲート」が適任かどうかを問題としているものではありません。

調査を進める中で、市長の証言と職員の証言に食い違いが生じましたが、請求した資料、市長をはじめとした執行部、また建入保養センター美榛苑指定管理者候補者選定委員会委員長の証人尋問による証言をもとに本委員会としての事実認定を行い、本報告書をまとめたところであります。

関係者の証人尋問、記録の提出等においては、いわゆる捜査権限が付与されていないことによる情報の不足から、この委員会の限界を実感したことも事実であります。

もとより、この特別委員会は、地方自治法第100条に定められた議会の調査を行使するもので、執行機関（市長等）を意思決定機関（議会）との相互牽制により、地方公共団体の事務処理の適正化を図るものであります。

この付議事件の問題点については、先の項で詳述したとおりでございますが、一連の事件は、公明性・公平性を欠き、市民の信頼を大きく損ねるものであります。

市長はじめ執行部におかれましては、このことを自覚し、問題点の指摘を真摯に受け止め、市政への信頼回復に努められることを願うものであります。

また、一部尋問内容の確認不足により、関係者にご迷惑をおかけしたことに付きまして、お詫び申し上げます。

最後に 奈良総合法律事務所の弁護士各位におかれましては、法的助言を初め、多くの御指導、御示唆をいただきました。この場をかりて厚く御礼申し上げます。

また、本特別委員会の調査にご協力を頂いた関係各位に感謝を申し上げ、最終報告といたします。

令和元年9月27日